

ハイライト:

- ・労働条件明示ルールの改正について説明します。
- ・傷病手当金の申請について説明します。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
労働条件明示ルールの改正	1
傷病手当金の申請	2

今年は例年よりも早い梅雨入りの地域もあり、夏に多く発生する線状降水帯の予報にも注意しないといけないですね。

第94号では、来年の4月から施行される労働条件明示ルールの改正等を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## 労働条件明示ルールの改正

令和6年4月から労働契約の締結・更新のタイミングにおいて、労働条件明示事項が追加されます。

対象者	改正内容
全ての労働者	就業場所・業務の変更の範囲の明示
有期雇用	更新上限の明示
	無期転換申込機会の明示
	無期転換後の労働条件の明示

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要となります。

具体的には、例えば「就業の場所」の変更の範囲について、勤務地に限定がなく転勤が予定される場合は「変更の範囲:会社の定める事業所」と記載することが想定されます。

### 有期雇用労働者における更新上限の明示

有期契約を締結する際、更新の上限について記載することが義務化されます。さらに、1回目及びそれ以降の更新時に上限を新設又は引き下げる場合には、あらかじめその理由を説明することが求められるようになります。

### 無期転換申込機会の明示と無期転換後の労働条件の明示

会社は無期転換申込権が発生する契約更新時において、転換申込機会と無期転換後の労働条件を明示しなければなりません。この明示は、一番最初に無期転換申込権が発生した時だけではなく、その後の更新時においても行う必要があります。

< 出典・厚生労働省HP >

イメージ

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ） 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）

変更箇所

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

傷病手当金の申請

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大中は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給における臨時的な取扱いとして、医師の意見書の添付は不要とされ、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等で処理されていましたが、令和5年5月8日以降に受け付けた傷病手当金の支給申請(支給申請期間が同日前であるものを除く。)においては、医師の意見書の添付が必要となりますので、ご注意ください。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞  
 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)